

知保発第362号

令和6年1月4日

知多市国民健康保険運営協議会

会長 渡辺正敏様

知多市長 宮島壽男

知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について
(諮問)

知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得を別紙のとおり改定することについて、知多市国民健康保険運営協議会規則（昭和45年知多市規則第41号）第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について

1 改定の経緯

令和6年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額、及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられることになり、令和6年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっている。

2 改定の理由

課税限度額の引き上げにより、高所得者層の限度額を増やし、中間所得者層の負担緩和を図りつつ、軽減判定所得の引き上げにより、低所得者層の負担を軽減するもの。

3 改定内容及び影響額

(1) 課税限度額

ア 改定内容

区 分	改 定 後	改 定 前	増 減
基礎課税額分	650,000 円	650,000 円	なし
後期高齢者支援金等課税額分	240,000 円	220,000 円	20,000 円
介護納付金課税額分	170,000 円	170,000 円	なし
計	1,060,000 円	1,040,000 円	20,000 円

イ 影響額（後期高齢者支援金等課税額分）

	改 定 後	改 定 前	増 減
限度額超過世帯数	132世帯	149世帯	△17世帯
影響額（調定増加額）			2,792,800円

注) 令和5年度課税データによる試算

(2) 軽減判定所得

ア 改定内容

区 分	改 定 後	改 定 前
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
5割軽減	43万円+29万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯
2割軽減	43万円+54万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯	43万円+53万5千円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

注) ・軽減判定所得は世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計額で算定する。

- ・軽減判定所得以下の世帯について、軽減措置が講じられ、区分に応じてそれぞれ保険税の均等割額及び平等割額が軽減される。

イ 影響額

区 分		改 定 後	改 定 前	増 減
5割軽減 世帯数	基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分	1,497世帯	1,463世帯	34世帯
	介護納付金課税額分	508世帯	498世帯	10世帯
2割軽減 世帯数	基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分	1,391世帯	1,388世帯	3世帯
	介護納付金課税額分	368世帯	363世帯	5世帯
影響額(調定減少額)				△1,598,800円

注) 令和5年度課税データによる試算

4 施行期日

令和6年4月1日

令和6年度税制改正の大綱

〔 令和5年12月22日
閣議決定 〕

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行う。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講ずる。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等を行う。具体的には、Ⅰのとおり税制改正を行うものとする。

また、扶養控除等の見直しについてⅡのとおり決定し、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置についてⅢのとおり決定する。

Ⅰ 令和6年度税制改正

一 個人所得課税

(略)

6 その他

(地方税)

〈国民健康保険税〉

- (3) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円(現行:22万円)に引き上げる。
- (4) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29.5万円(現行:29万円)に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を54.5万円(現行:53.5万円)に引き上げる。

(略)